

京都府と奈良県との境界に建設された「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する協定及び同細目協定の締結について（例規）（平成19年4月25日例規第18号）

このたび、京都府と奈良県との境界に建設された「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する協定（以下「協定」という。）が別添1のとおり締結され、また、京都府と奈良県との境界に建設された「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する細目協定（以下「細目協定」という。）を別添2のとおり締結し、平成19年4月25日からそれぞれ効力が生ずることとなった。

協定及び細目協定の運用上の留意事項等については、下記のとおりであるので、適切な運用に努められたい。

## 記

### 第1 趣旨

京都府と奈良県との境界に建設された「サントウンプラザこすもす館」における事案については、京都府警察及び奈良県警察（以下「両府県警察」という。）が能率的に事案を処理し、適切な警察活動を図る必要がある。そのため、両府県警察が管轄区域外においても適法に権限行使が行えるようにするため警察法（昭和29年法律第162号）第60条の2の規定に基づき、権限行使の区域、事案の処理方法等をあらかじめ協定によって定めたものである。

### 第2 運用に当たっての基本的な考え方

協定区域における事案の処理に当たっては、協定締結の趣旨にのっとり両府県警察の管轄区域にかかわらず、迅速、適正かつ円滑に処理することを運用の基本とする。

### 第3 運用上の留意事項

#### 1 権限行使の区域（協定第1条関係）

(1) 協定第1条は、京都府と奈良県にまたがる「サントウンプラザこすもす館」の敷地を協定区域とし、両府県警察が当該区域に限りそれぞれの権限を行使することができる旨を定めたものである。

(2) 「権限を及ぼすことができる」とは、協定区域については、両府県警察が相互の管轄区域においても、その警察の権限として事案を処理できるということである。したがって、事案処理に当たる両府県警察の警察官は、相手方の府県警察（京都府警察又は奈良県警察をいう。以下同じ。）の管轄区域において、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）その

他の法令によるすべての権限を行使することができることとなる。ただし、この権限の行使は、あくまで事案処理のための特例であり、公安委員会又は警察署長の権限とされる許認可等の行政処分は、その性質上、管轄区域内に限られるべきものであると解されているので含まない。

## 2 事案の処理方法（協定第2条関係）

- (1) 協定第2条第1項は、協定区域で発生した事案の処理方法を定めたものである。
- (2) 対象となる事案は、協定区域におけるすべての警察対象事案であり、警察法第2条に規定する責務全般に及ぶものである。
- (3) 「管轄区域にかかわらず」とは、事案の発生場所等の管轄が認知の時点で判明しない場合において、消極的な権限争い又は重要事件等での初動捜査の立ち遅れを防止するため、協定区域では、両府県警察がそれぞれ管轄する区域を区別することなく、事案を認知した府県警察が応急措置を講じることとしたものである。
- (4) 事案の認知は、府県警察の警察官が現認する場合のほか届出による場合が考えられるが、協定区域から携帯電話を使用して110番通報した場合、いずれの警察本部に入電するかは特定できない。したがって、奈良県警察に入電した場合、生活安全部通信指令課は、細目協定第1条に規定する応急措置に必要な手配を行うものとする。ただし、その事案発生の場所等が認知の時点で明らかに京都府警察の管轄区域内であることが判明している場合で、かつ、急を要しない場合は、京都府警察に通報し、通報を受けた京都府警察が事案を処理することとなる。
- (5) 「管轄する府県警察に引き継ぐ」とは、応急措置を講じた後、所轄警察署長に引き継ぐことをいう。ただし、職務質問の結果、不審な点が認められない場合、要保護者を保護して所轄警察署に引き継ぐまでにその家族等に引き渡した場合その他当該事案の応急措置に関連して事後の措置を必要としない場合は、引き継ぐことを要しない。
- (6) 事案の引継ぎの時期は、原則的には細目協定第1条に規定する応急措置を講じたときとする。ただし、現場の状況、事案の態様等によって、原則により難しい場合は、その都度、関係者が協議の上弾力的な運用を図ることとなる。

## 3 経費の負担（協定第3条関係）

警察法第60条の2の場合における経費の負担区分については、警察法第37条の規定によることとなる。したがって、国庫が支弁するものを除いては、応急措置を講じたことにより要した経費は、当該応急措置を講じた府県警察の負担としたものである。

## 4 警衛等（細目協定第2条関係）

(1) 細目協定第2条は、協定区域における警衛、警護等を的確に行うため、両府県警察が実施の都度、担当区分、人員、引継ぎ場所その他実施に関し必要な事項について協議することを定めたものである。

(2) 協議の方法は、事案に対応して、会議、文書、電話等により行うこととする。

5 相互協力等（細目協定第3条関係）

細目協定第3条は、協定区域における事案の処理を円滑に行うために、相互協力等について定めたものである。

京都府と奈良県との境界に建設された「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する協定

京都府公安委員会及び奈良県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の2の規定により、「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使について、次のとおり協定する。

平成19年4月20日

京都府公安委員会  
委員長 姫野敬輔

奈良県公安委員会  
委員長 永田正利

（権限行使の区域）

第1条 京都府警察及び奈良県警察（以下「両府県警察」という。）は、「サントウンプラザこすもす館」における事案を処理するため、別図に示す「サントウンプラザこすもす館」の敷地をこの協定の対象区域（以下「協定区域」という。）とし、当該区域にそれぞれ権限を及ぼすことができる。

（事案の処理方法）

第2条 協定区域で発生した事件事故その他の事案については、管轄区域にかかわらず、認知した京都府警察又は奈良県警察（以下「府県警察」という。）が応急措置を講じた後、当該事案の発生場所又は主たる犯行場所を管轄する府県警察に引き継ぐものとする。ただし、事後措置を要しない事案はこの限りでない。

2 前項の規定により難しい場合は、その都度、両府県警察の警察本部長が協議するものとする。

（経費の負担）

第3条 前条第1項に規定する応急措置を講じたことにより要した経費は、当該応急措置を講じた府県警察の負担とする。ただし、多額の支出を要するなど特別の事情がある場合は、その都度、両府県警察の警察本部長が協議するものとする。

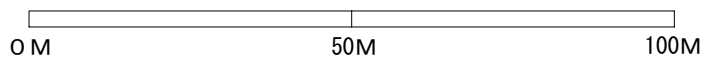
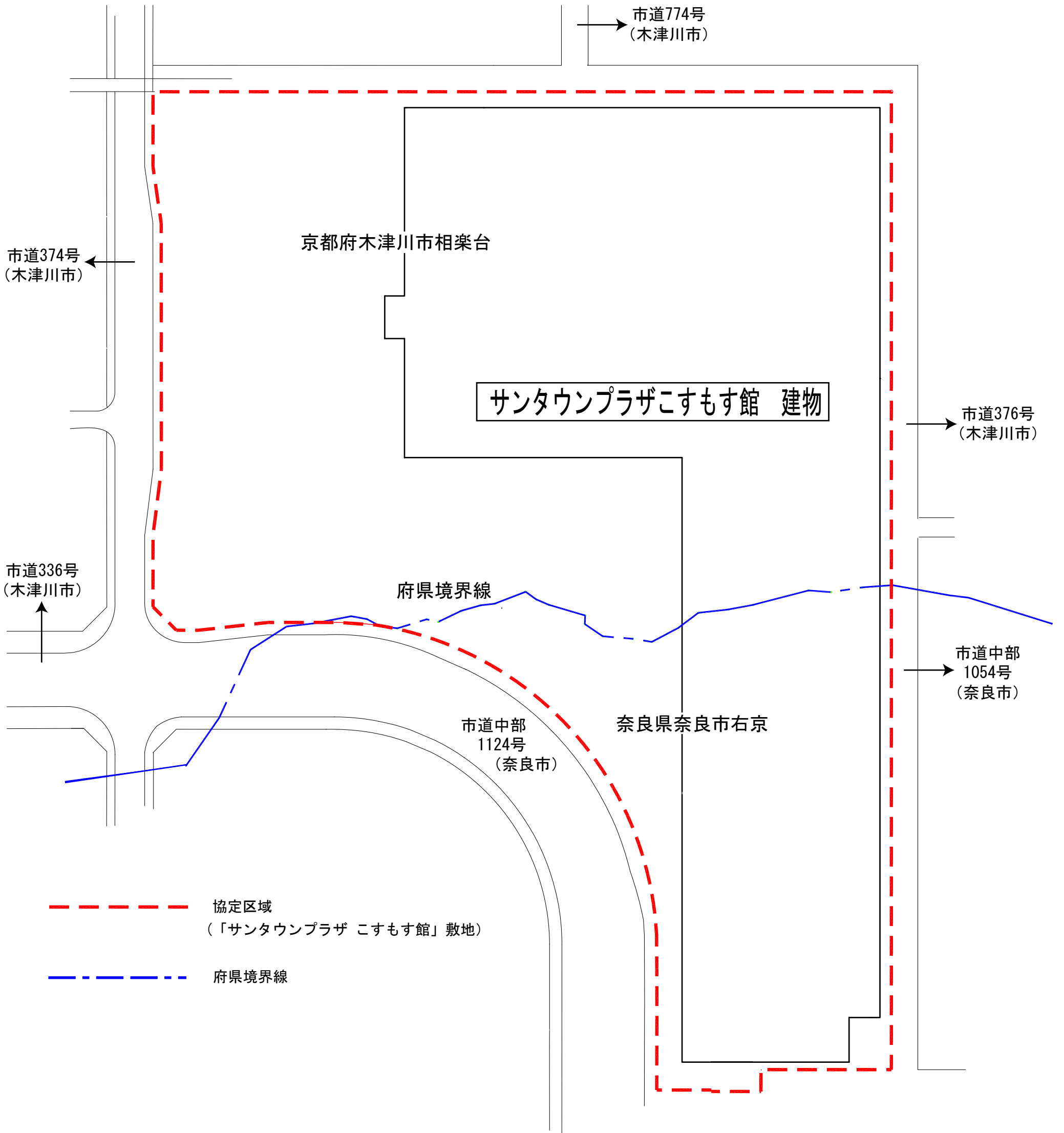
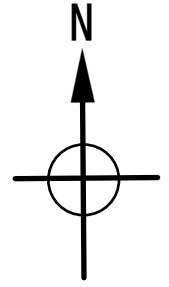
（細目的事項の委任）

第4条 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、両府県警察の警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

この協定は、平成19年4月25日から効力を生ずる。

# 別図



京都府と奈良県との境界に建設された「サンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する細目協定

京都府警察本部長及び奈良県警察本部長は、京都府と奈良県との境界に建設された「サンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する協定第4条の規定により、同協定の実施に関し必要な細目的事項について、次のとおり協定する。

平成19年4月20日

京都府警察本部長  
警視監 中 澤 見 山

奈良県警察本部長  
警視長 坪 田 眞 明

( 応急措置の範囲 )

第1条 京都府と奈良県との境界に建設された「サンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する協定第2条第1項に規定する応急措置の範囲は、届出の受理、犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、関係者の確保、証拠物の押収、逃走被疑者等の手配、現場保存、質問、救護、避難等の措置、警告制止、所轄警察署への連絡その他事案を認知した京都府警察又は奈良県警察が講ずる必要がある措置とする。

( 警衛等 )

第2条 警衛、警護及び災害・雑踏警備等の警備実施については、その都度、京都府警察及び奈良県警察（以下「両府県警察」という。）の警察本部長が実施要領等について協議するものとする。ただし、両府県警察の所轄警察署のみで対応できるものについては、両府県警察の所轄警察署長の協議をもって両府県警察の警察本部長の協議に代えることができる。

( 相互協力等 )

第3条 両府県警察は、事案の処理に関して相互に緊密な連絡を行うほか、相互に協力し、及び援助するものとする。

附 則

この協定は、平成19年4月25日から効力を生ずる。